

**介護付有料老人ホーム  
セイフティー信和  
(介護予防) 特定施設入居者生活介護  
短期利用特定施設入居者生活介護  
重要事項説明書・契約書**

# 重要事項説明書

介護付有料老人ホーム セイフティー信和

## 1: 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 広谷福祉会
法人所在地	広島県府中市広谷町391
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 後藤信行
電話番号	0847-45-6200(代)

## 2: ご利用施設

施設の名称	介護付有料老人ホーム セイフティー信和
施設の目的	介護保険法に基づく(介護予防)特定施設入居者生活介護 短期利用特定施設入居者生活介護サービスの提供
施設の住所	広島県府中市広谷町391
施設の電話番号	0847-45-6200
施設のFAX番号	0847-45-7028
事業所番号	3471700991
指定日	平成28年 4月 1日

## 3: ご利用施設で併せて実施する事業

### 【施設サービス】

- ・ 介護老人福祉施設

### 【居宅サービス】

- ・ 通所介護
- ・ 短期入所生活介護
- ・ 居宅介護支援
- ・ 小規模多機能型居宅介護
- ・ 介護予防通所介護
- ・ 介護予防短期入所生活介護
- ・ 介護予防小規模多機能型居宅介護

#### 4: 事業の目的と運営の方針

##### 【事業の目的】

この事業は、指定居宅サービスに該当する、介護予防特定施設入居者生活介護及び特定施設入居者生活介護(介護付有料老人ホーム)、短期利用特定施設入居者生活介護を運営するものとします。対象は要支援1, 2・要介護者で、特定施設サービス計画(短期利用特定施設入居者生活介護計画)に基づき、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他、日常生活の世話及び、機能訓練を行うことにより、自立した日常生活を営む事が出来る環境を提供する事を目的としています。

##### 【施設運営の方針】

- ・ 当施設においては、入居者の意思及び、人格を尊重し、常に入居者の立場に立ってサービスを提供するよう努めます。
- ・ 当施設においては、入居者の介護状態の軽減もしくは悪化の防止・予防に資するように、その目標を設定し計画的な介護に努めます。
- ・ 当施設の運営に当たっては、地域と家庭との結び付きを重視した運営を行い、市区町、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、その他介護保険施設、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

#### 5: 施設の概要

##### 【敷地と建物】

敷地	886. 34㎡	
建物	構造	鉄骨構造 平屋建て(準耐火建築)
	延床面積	886. 34㎡
	利用定員	26名
設備	食堂及び機能訓練室	3室(46. 27㎡、41. 13㎡、26. 49㎡)
	浴室	一般浴室2室(7. 84㎡)
	便所	26室のうち20室にトイレ完備、6室については共用
	居室	19室(定員1名) 大きさ(15. 75㎡)
		1室(定員1名) 大きさ(16. 51㎡)
		1室(定員1名) 大きさ(14. 05㎡)
		1室(定員1名) 大きさ(13. 66㎡)
1室(定員1名) 大きさ(14. 16㎡)		
1室(定員1名) 大きさ(13. 21㎡)		
1室(定員1名) 大きさ(13. 11㎡)		
1室(定員1名) 大きさ(13. 27㎡)		

#### 6: 提供するサービスの利用料、利用者負担額について

利用者負担割合は、介護保険負担割合証でご確認ください。合計所得金額により、負担割合が異なります。

## (1) 介護予防特定施設入居者生活介護・特定施設入居者生活介護の利用料

要介護度	利用者負担金 (1割負担の場合)	要介護度	利用者負担金 (1割負担の場合)
要介護1	542円	要支援1	183円
要介護2	609円	要支援2	313円
要介護3	679円		
要介護4	744円		
要介護5	813円		

## 【基本料:介護保険負担額(1日あたり)】

上記に加え、次に掲げるいずれか該当する算定のみ算定します。

加算内容	利用者負担金 (1割負担の場合)
入居継続支援加算(Ⅰ)	36円/日
入居継続支援加算(Ⅱ)	22円/月
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100円/月(原則3月に1回を限度)
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200円/月 (個別機能訓練加算算定の場合100円/月)
個別機能訓練加算(Ⅰ)	12円/日
個別機能訓練加算(Ⅱ)	20円/日
ADL等維持加算(Ⅰ)	30円/月
ADL等維持加算(Ⅱ)	60円/月
退院・退所時連携加算	30円/日(30日以内の期間に限る)
退居時情報提供加算	250円/回
夜間看護体制加算(Ⅰ)	18円/日
夜間看護体制加算(Ⅱ)	9円/日
若年性認知症入居者受入加算	120円/日
協力医療機関連携加算	100円/月※相談・診療を行う体制を常時確保している医療機関と連携している場合。 それ以外の協力医療機関と連携している場合 40円/月
口腔・栄養スクリーニング加算	20円/回(6月に1回を限度)
科学的介護推進体制加算	40単位/月
看取り介護加算(Ⅰ)	72円～1,280円/日(要支援者除く)
看取り介護加算(Ⅱ)	572円～1,780円/日(要支援者除く)
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3円/日
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4円/日
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22円/日
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18円/日
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6円/日
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100円/月
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10円/月
●介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1月につき+所定単位数×82/1000が加算
●介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	1月につき+所定単位数×18/1000が加算

●介護職員等ベースアップ等支援加算	1月につき+所定単位数×15/1000 が加算
■介護職員等処遇改善加算Ⅱ	1月につき+所定単位数×122/1000 が加算

※令和6年6月1日より●印の加算は廃止となり、■印の加算に変更となります。

詳細についてはお気軽にお問い合わせください。

【月額利用料(食費は1日3食30日間の場合)】

- ・ 家賃:51,000円(トイレ有り)、49,000円(トイレ無し)
  - ・ 管理費:40,000円
  - ・ 食費:47,940円(1,598円/日)  
朝食:410円、昼食:616円、夕食:572円
- 前日までの申込により喫食されなかった場合は翌月に精算します。  
月途中の入退所等の場合は、家賃及び管理費は日割り計算となります。

【その他】

退去時の修繕費用は実費とします。

(2)短期利用特定施設入居者生活介護の利用料

【基本料:介護保険負担額(1日あたり)】

要介護度	利用者負担金 (1割負担の場合)
要介護1	542円
要介護2	609円
要介護3	679円
要介護4	744円
要介護5	813円

上記に加え、次に掲げるいずれか該当する算定のみ算定します。

加算内容	利用者負担金 (1割負担の場合)
夜間看護体制加算(Ⅰ)	18円/日
夜間看護体制加算(Ⅱ)	9円/日
若年性認知症入居者受入加算	120円/日
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22円/日
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18円/日
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6円/日
●介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1月につき+所定単位数×82/1000 が加算
●介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	1月につき+所定単位数×18/1000 が加算
●介護職員等ベースアップ等支援加算	1月につき+所定単位数×15/1000 が加算
■介護職員等処遇改善加算Ⅱ	1月につき+所定単位数×122/1000 が加算

※令和6年6月1日より●印の加算は廃止となり、■印の加算に変更となります。

短期利用型特定施設入居者生活介護の利用については、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。  
詳細についてはお気軽にお問い合わせください。

### 【その他保険外利用料】

- ・ 滞在費:1,700円/日(トイレ有り)、1,633円/日(トイレ無し)
- ・ 食費:1,598円/日  
朝食:410円、昼食:616円、夕食:572円
- ・ おやつ代(セレクトドリンク含む)50円/日

### ※ 日常生活品費:200円/日

日常生活品費について

日常生活品費とは、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、保険給付の対象となっているサービスとの間に重複関係がないものを指します。具体的には、当施設でご用意させていただいた下に示すものであり、利用者又はそのご家族の希望により、自由な選択に基づいてご使用いただきます。また、クラブ活動等、個別に行うものについての材料費等の教養娯楽費はその都度、別途実費を徴収致します。

	種 類	金 額
1	口腔ケア用品費(歯ブラシ、口腔ガーゼ、口腔スポンジ、入れ歯洗浄剤)	60円
2	衛生用品費(除菌オシボリ3回)	120円
3	モーニングケア用品費(洗顔用蒸しタオル)	90円
4	入浴ケア用品費(シャンプー、ボディーソープ、整髪料、スキンケア用品、バスタオル、フェイスタオル)	140円

※使用品の合計金額が200円以上になっても200円を超える料金はいただきません。

※ご持参の場合は無料です。

## 7:施設サービスの概要

### 【介護保険サービス】

- ・ 食事
  1. 栄養士の立てる献立により、栄養面及び利用者の身体状況に配慮した食事を提供いたします。
  2. 食事は出来るだけ離床して食堂で摂って頂けるように配慮します。
  3. 食事時間 朝食:7:30～ 昼食:12:00～ 夕食:18:00～
- ・ 排泄
  1. 入居者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
  2. オムツを使用する方に対しては、適宜交換します。
- ・ 入浴
  1. 週2回の入浴または、清拭を行います。  
1週間で3回以上入浴をご希望の方は別途実費を徴収の上入浴が可能です。  
1回あたり500円をお支払い頂きます。(短期利用特定施設入居者生活介護を除く。)
  2. 寝たきり等で座位の取れない方は、特別入浴(機械を用いての入浴)も可能です。

- ・ 離床、着替え、整容等
  1. 寝たきり防止の為、離床に配慮します。
  2. 生活リズムを考えて、毎朝夕の着替えを行うように配慮します。
  3. 個人としての尊厳を配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。
  4. シーツ交換は、週に1回行います。(必要な場合は適宜交換します)
  
- ・ 健康管理
 

看護職員は常に入居者の健康の状況に注意するとともに健康保持のための適切な措置を行います。
  
- ・ 相談および援助
 

当施設は入居者およびその家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行います。
- ・ 社会生活上の便宜
 

当施設では、施設での生活を実りあるものとする為に適宜、活動や療法等を提供します。
- ・ 家族との連絡等
 

常に入居者の家族との連携を図るとともに入居者とその家族との交流等の機会を確保いたします。

#### 【介護保険外サービス】

- ・ 理美容サービス
 

月1回外部業者を招き、実費にてサービスを受けることができます。
  
- ・ オムツのご利用サービス
 

オムツを使用される方については、実費が必要となります。(短期利用特定施設入居者生活介護を除く。)但し、お持込み頂く場合はオムツ代を頂きません。
  
- ・ 金銭管理サービス
 

金銭管理を希望される方については、別紙の金銭管理依頼契約書をご覧ください。
  
- ・ お支払い方法
  1. 利用料の自己負担額については、ご利用月の料金合計額請求書及び明細書を送付致します。該当金額を次のいずれかの方法によりお支払い下さい。
    - (A) 自動口座引落とし
 

ご指定の金融機関の口座から(毎月26日)月1回引落とし致します。(手数料は法人が負担いたします。)26日が土・日・祝祭日の場合は金融機関の翌営業日になります。
    - (B) 銀行振込
 

期日までに利用者の方からお振込みをお願いします。(手数料は入居者負担となります。)
    - (C) 現金
 

利用月翌月に現金にてお支払いいただきます。
  2. 上記のお支払い方法は、「法定代理受領(現物支給)」の場合について記載しています。

「償還払い」となる場合は、いったん入居者が利用料(10割)をご負担頂き、その後に市町に対して保険給付分を請求することになります。

#### 8:ご利用営業日

営業は年中無休とします。

#### 9:職員体制(主たる職員)

従業員の職種	常勤	非常勤
管理者	1名	
計画作成担当者	1名	
生活相談員	1名	
看護職員	1名	
介護職員	8名	1名
機能訓練指導員		1名

#### 10:入退居等について

##### 【入居の条件】

以下のすべてに該当する方

- ・ 要支援1、2及び要介護1～要介護5の認定を受けている方。
- ・ 常時医療機関において治療をする必要がない方。
- ・ 他の入居者に伝染する疾患がない方。
- ・ 自傷他害のおそれがない方。
- ・ 身元引受人を立てることができる方。

##### 【身元引受人】

ご利用者は、契約時にご利用者の残置物や利用料金等の滞納があった場合に備えて、一切の残置物の引き取り及び債務の保証人として身元引受人を定めて頂きます。

- ・ 当施設は、「身元引受人」に連絡のうえ、残置物等を引き取って頂きます。
- ・ また、引き渡しにかかる費用については、身元引受人にご負担頂きます。

##### 【連帯保証人】

- ・ 連帯保証人となる方については、本契約から生じる利用者の債務について、極度額200万の範囲内で連帯してご負担いただきます。その額は、利用者又は連帯保証人が亡くなったときに確定し、生じた債務について、ご負担いただく場合があります。
- ・ 連帯保証人からの請求があった場合には、本会及び施設は、連帯保証人の方に利用料等の支払い状況、滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。



## 【契約の解除】

### 〔利用者による解除〕

利用者、及び代理人は、事業者に対し30日間の予告期間において、入所利用を解除・終了することができます。

### 〔事業者による解除〕

事業者は、次の各項に該当する場合には、入居者及び代理人に対して（第①項～第④項については90日間の予告期間において）、本契約に基づく入所利用を解除することができます。

- ① 2ヶ月以上支払いを遅延し、相当期間を定め督促したにもかかわらず故意に支払われない場合
- ② 入居者の行動が、他の入居者の生命又は健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつ入居者に対する通常の介護方法ではこれを防止することができないとき
- ③ 入居者が自傷他害の恐れがあり、かつ、入居者に対する通常の介護方法ではこれを防止することができないと医師の意見を聴いた上で事業者が判断した場合。（※ 他害においては暴言を含む）
- ④ 故意に法令違反その他の重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込がないとき
- ⑤ 入居者の病状、心身状態が著しく悪化し、事業所での適切な施設サービスの提供を超えると判断された場合
- ⑥ 利用者の暴言、暴力等の行為が、他の利用者に対し、日常的、継続的に恐怖心や不快な思いを与え、かつ改善に際して、ご家族、身元引受人のご協力が得られないとき。
- ⑦ 身元引受人及びご家族による、職員に対する威嚇・脅迫行為はいかなる理由であれ容認できません。状況により当該ご家族の面会禁止、あるいは身元引受人の交代を要求しますが、応じられない場合にはご利用者に退去していただくことがございます。
- ⑧ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、事業所を利用することができない場合

## 11: 秘密の保持と個人情報の保護について

### 【入居者および家族に関する秘密の保持について】

事業者は、本人または第三者の生命、身体等に危険があるなど正当な理由なしに、サービスを提供する上で知り得た入居者または家族に関する個人情報を第三者にもりません。この守秘義務は契約が終了した後も継続をします。

### 【個人情報の使用について】

#### 〔使用目的〕

- ・ 介護保険法に関する法令に従い、入居者の介護計画を適切に作成するために必要な場合。

#### 〔使用にあたっての条件〕

- ・ 個人情報の提供は、上記の目的の範囲内で必要最小限にとどめ、情報提供の際は関係者以外には決して洩れる事のないよう、細心の注意を払います。
- ・ 事業者以外の外部サービス担当者等に対して、個人情報を使用した場合、会議、相手方、内

容等について記録します。

〔使用が有りうる個人情報の内容例〕

- ・ 氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況その他一切の入居者や家族個人に関する情報。
- ・ 認定調査会、主治医意見書、介護認定審査会における判定結果の意思(認定結果通知書)
- ・ その他必要な情報。

#### 12:ご家族への連絡

入居者の生活や健康状態、サービスの提供状況等は、定期的に契約者または身元引受人に連絡します。

#### 13:記録の保管

- ・ サービス計画およびその実施状況に関する記録は、サービス完結の日から2年以上の期間を定めて保管します。
- ・ 上記書類が必要な場合は、交付いたします。(記録のコピー代は頂く場合があります)

#### 14:拘束の禁止

- ・ 入居者は、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないものとします。
- ・ 緊急やむを得ず入居者の行動を制限する場合には、その様態、時間、入居者の心身の状況、また行動の制限がやむを得ないと判断した理由を記録します。

#### 15:事故発生時の対応

- ・ 事故が発生した場合、予めお知らせいただいている「緊急連絡先」へ速やかに連絡します。また、必要に応じて地方公共団体など関係機関にも連絡します。
- ・ 事故の状況及び事故に際して採った処遇について記録します。また、事故を調査した結果に基づいて、ご家族等にその発生状況やその後の対応について事実を十分に説明します。
- ・ 利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。但し、利用者に重大な過失がある場合は、事業者は賠償責任を免除され、または損害賠償を減額されることがあります。
- ・ 施設長を長とする事故対策委員会を開催し、事故の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

#### 16:損害賠償

- ・ 事業者の故意または過失によって、入居者または契約者が受けた損害について、事業者は賠償責任を負います。
- ・ 天災地変、火災、盗難、暴動等あるいは自由な外出中の不慮の事故等により、入居者が受けた損害については、事業者は賠償責任を負いません。

#### 17:非常災害時の対策

##### 【非常時の対応】

別途定める「防災計画」により対応を行います。

##### 【平常時の訓練】

別途定める「防災計画」により、年2回以上昼間および夜間を想定した避難訓練を、入居者の方も参加して実施します。

### 【防火設備】

設備名称	設備名称
スプリンクラー	誘導灯
自動火災報知器	非常通報装置

### 18:損害保険への加入

【保険会社名】損害保険ジャパン日本興亜株式会社

### 19:虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	後藤 恵美子 (看護副主任)
-------------	----------------

- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。
- ③ 虐待防止のための指針の整備をしています。
- ④ 従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- ⑤ サービス提供中に、当該事業所授業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通知します。

### (2)身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- ① 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- ② 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- ③ 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

### 20:サービス提供に関する相談、苦情について

当事業所における相談や苦情は、次の窓口で受付を致します。尚、利用者及び身元引受人等のご協力、ご支援により事業運営をしていきたいと願っております。お気付きの点につきましても、正面玄関入口付近にあります「ご意見箱」をご利用頂くか、職員まで

ご一報下さいますことを希望します。

苦情解決責任者	施設長	大和 庄二郎
苦情受付担当者	総合相談室長	田淵 公治
相談受付担当者	計画作成担当者	井上 智美
受付時間	8:30～17:30(月～土)※祝、祭日は除く 上記の時間以外をご希望の場合は、別途ご相談下さい。	
電話番号	0847-45-6200	

#### 苦情受付の流れ

- ① 介護付有料老人ホーム セイフティー信和管理者を苦情解決責任者に、計画作成担当者を苦情受付担当者に位置付ける。
- ② 一時対応者は苦情受付対応の基本的な心構えに十分配慮する。
- ③ 苦情申出者が一時対応者を指定して申し出ていない場合は、一時対応者はあまり苦情について詳細には聞かず、速やかに苦情受付担当者に連絡し、状況を正確に伝達する。
- ④ 苦情申立者が特にその一時対応者を指定して申し出ている場合には、苦情の詳細を確認する。その際、「三現主義」（「現場」で「現物」を「現実的」に把握すること）で情報の収集と分析を的確に行い、苦情申立を受け付ける。
- ⑤ 「苦情受付対応票」に必要事項を記入する。

公的機関においても、次の機関において苦情申出等が出来ます。

府中市健康福祉部 介護保険課	所在地 広島県府中市府川町315 電話番号 0847-40-0222 fax 番号 0847-45-5522 対応時間 8:30～17:15 (土日祝年末年始を除く)
-------------------	--

福山市保健福祉局 長寿社会応援部介護保険課	所在地 広島県福山市東桜町3番5号 電話番号 084-928-1166 fax 番号 084-928-1732 対応時間 8:30～17:15 (土日祝年末年始を除く)
--------------------------	---

広島県国民健康保険団体連合会 介護保険課	所在地 広島市中区東白島町19番49号 電話番号 082-554-0783 fax 番号 082-511-9126 利用時間 8:30～17:15 (土日祝年末年始を除く)
-------------------------	---

※ その他、各役所の介護保険担当部署でも受け付けております。

## 20: 協力医療機関

協力 医療 機関	医療機関の名称	独立行政法人 府中市病院機構 府中市民病院
	院長名	多田 敦彦
	所在地	広島県府中市鶴飼町555-3
	電話番号	0847-45-3300
	診療科	内科、外科、整形外科、眼科 等
	救急指定の有無	有
	契約概要	利用者等の病状から見て自ら医療を提供することが困難であると認められた時は、当施設から通院又は往診を要請し、これに対して、府中市民病院は夜間及び休日の診療を含めて逐次適切な診療治療にあたる。

## 21: 留意事項

- ・ 事業者は、目的施設の管理運営について、介護保険法令等を遵守し、管理者および介護従事者その他必要な職員を配置して、契約に基づくサービスを行うとともに、施設の維持管理を行います。
- ・ 職員の禁止行為は就業規則に定めます。
- ・ 居室は禁煙となっております。喫煙をされる場合は、所定の場所をお願い致します。

## 22. 衛生管理等

- (1) 特定施設入居者生活介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
  - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
  - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

## 23. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する特定施設入所者生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 24: 看取り介護について

(「看取り介護」の考え方)

当施設では、利用者が、医師の診断の下、医学的知見に基づき回復不能な状態に陥った場合、終末期における介護・看護・治療の方法、最期を迎える場所について、本人の意思、

ならびに家族の意向を確認し、「看取り介護」を希望される利用者、家族に対しては、その意思、意向を最大限に尊重したうえでのあらゆる支援を最期の時点まで継続して行います。

(終末期の経過)

1. 医師の判断
2. 医師から死期について家族へ説明
3. 家族の選択
4. 終末期を迎える場所の整備
5. 職員への周知徹底（体制確認）
6. 終末期のケアプラン作成
7. 実施
8. 定期的な状況説明と方針協議
9. 死亡確認
10. 死後処置

(医療行為の選択)

1. 痛みのコントロール（鎮痛剤、点滴、導尿ほか適宜必要なもの）
2. 酸素療法
3. 心臓マッサージ、AED

(医師や医療機関との連携体制)

夜間対応の看護師と常時連絡をとれるオンコール体制をとり、施設嘱託医はもちろん、協力医療機関である、府中市民病院の勤務医師とも連携して、24時間の連絡体制を確保し、急変時にはいつでも対応します。

(本人及び家族との話し合いや同意、医師確認の方法)

1. 施設入所時に本人と家族に、施設における「看取り介護」についての考え方や方針について説明する。
2. 当該の事態が生じた場合、本人、家族に対して医師より説明をし、「看取り介護」を希望される方について、同意の確認を行う。（別紙）

(職員の具体的な対応と役割)

- ① 医師
  - ・ 終末期の診断
  - ・ 家族への説明（インフォームドコンセント）
  - ・ 施設協力病院との連絡調整
  - ・ 死亡確認、死亡診断書等関係書類の記述
- ② 生活相談員
  - ・ 継続的な家族支援（連絡、説明、相談）
  - ・ 「看取り介護」にあたり多職種協働のチームケアの連携強化
  - ・ 死後の家族支援と身辺整理（関係機関の諸手続き、遺留金品引き渡し等）
- ③ 介護職員
  - ・ 居室の環境整備

- ・身体的、精神的緩和ケアと、安楽ポジションの工夫
- ・身体マッサージ、手を握る、寄り添うなどのスキンシップや声かけ、笑顔での対応で安心され

るケアの実施

- ・身体 of 清潔保持と感染予防
- ・医師による死亡確認後、清拭、及びエンジェルケアの実施

④ 看護職員

- ・嘱託医師、病院、地域連携室との 24 時間連絡体制の確保
- ・「看取り介護」にあたり、多職種との連携
- ・「看取り介護」実施に必要となる機材、備品等の用意
- ・家族への説明と精神的負担の軽減
- ・「看取り介護」に関わる職員への死生観教育
- ・緊急時対応マニュアル教育、専門研修など「看取り介護」に必要となる関係職員

の資質向上

⑤ 管理栄養士

- ・終末期食の実施
- ・「看取り介護」にあたり多職種との連携

(責任者) 緊急時対応及び「看取り介護」については、看護を責任者とする。

(別紙)

### 看取り介護についての同意書

私は、\_\_\_\_\_の看取り介護について介護付有料老人ホーム セイフティー信和の提供する対応ならび医師の説明を受け、私どもの意向に添ったものであり下記の内容を確認し同意致します。

#### 記

1. 医療機関での治療は、令和 年 月 日をもって、本人に苦痛を伴う処置対応は行いません。また、危篤な状態に陥った場合も病院には搬送せず、施設にて最期を看取ります。
2. 身体的な介護では安心できる声かけをし、身近に人を感じられるよう \_\_\_\_\_様の尊厳を守る援助をいたします。
3. 医師に相談指示を仰ぎながら、苦痛や痛みを和らげる方法を取り、施設内でできる限りの看取り介護をします。
4. ご家族の希望に添った対応に心がけます。
5. 但し、ご本人ご家族の希望、意向に変化があった場合は、その意向に従い援助させていただきます。

以上

介護付有料老人ホーム セイフティー信和  
施設長 大和 庄二郎 殿

令和 年 月 日

身元引受人 住所  
(契約者) 氏名 (続柄 )

(その他の家族) 住所  
氏名 (続柄 )

住所  
氏名 (続柄 )

説明医師 医療機関名  
氏名

施設立会人 職種  
氏名

※説明用の同意書です



サービス利用に当たり上記重要事項説明書を説明しました。

年 月 日

(事業者)所在地 広島県府中市広谷町391番地  
事業者名: 社会福祉法人 広谷福社会

説明者氏名 \_\_\_\_\_

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受けました。

利用者  
住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

上記代理人  
住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

利用者との関係 \_\_\_\_\_

身元引受人及び連帯保証人  
住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

続柄 \_\_\_\_\_

家族代表  
住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

続柄 \_\_\_\_\_

# 個人情報使用同意書

## 1. 使用する目的

社会福祉法人 広谷福祉会が運営する施設ならびに事業所において、個人情報保護法の規程に従い、厳正なる管理運用することを前提とした個人情報の使用を目的とする。

### (1) 介護関係事業所内での情報利用

- ア) 利用者へのサービスを円滑に提供するための利用  
相談員および介護支援専門員による連絡調整、その他の連絡調整など
- イ) 利用者にかかる事業所管理業務のための利用  
入退所等の管理、会計経理、事故報告、介護サービス向上のため
- ウ) 保険事務のための利用  
介護保険（請求等目的）、医療保険（受診等目的）
- エ) 家族への心身状況等説明のための利用

### (2) 他の関係事業所への情報提供

- ア) 居宅サービス事業所および居宅介護支援事業所  
サービス担当者会議、照会への回答、他事業所との連携
- イ) 医療機関  
受診、入院、医療機関との連携
- ウ) レセプト審査機関  
レセプト請求、照会への回答
- エ) 保険者  
照会への回答など
- オ) 保険会社  
損害賠償などに関する相談および請求など

### (3) 見守りカメラ設置による個人情報の使用

- ア) 事故・転落事故を出来る限り防ぐために、見守りカメラによる動画撮影およびリアルタイムの動画確認
- イ) 事故発生時には、事故状況の検証と再発防止策の検討のため、録画データの使用
- ウ) スキャンデータ（心拍数・呼吸数・睡眠状態）は本人に適した介護計画（ケアプラン）の作成および看護計画の作成に使用します。

### (4) その他の使用

- ア) 介護サービス向上のための基礎資料としての利用
- イ) 実習生受入れによる閲覧使用 ※使用前には必ず事前確認を行う
- ウ) ホームページ、広報誌への掲載使用 ※使用前には必ず事前確認を行う

## 2. 使用する期間

契約開始時から契約終了時まで有効とする。

## 3. 使用にあつての条件

- (1) 個人情報の提供は、1. に記載する目的の範囲内で必要最小限とし、情報提供の際は、関係者以外の第三者に漏れることのないよう細心の注意を払う。

(2) 個人情報の使途（会議、相手方、内容等）の経過を記録する。

#### 4. 個人情報の定義

個人情報とは、利用者個人および家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別され得るものをいう。

#### 5. 同意の内容の変更

同意内容の変更または解除の申し出があった場合、本個人情報使用同意書の契約内容を直ちに変更または解除することができる。

以上

私（利用者およびその家族等）の個人情報については、上記記載するところにより、必要最小限の範囲で以下の項目について使用することに同意します。

(※該当する項目の□にチェック)

- 上記1. (1) 介護関係事業所内での情報利用
- 上記1. (2) 他の関係事業所への情報提供
- 上記1. (3) 見守りカメラによる動画撮影と録画データの活用
- 上記1. (4) その他の使用 ア) 介護サービス向上のための基礎資料としての利用
- 上記1. (4) その他の使用 イ) 実習生受入れによる閲覧使用
- 上記1. (4) その他の使用 ウ) ホームページ、広報誌への掲載使用

令和 年 月 日

社会福祉法人 広谷福祉会  
理事長 後藤 信行 様

利用者本人

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

上記代理人（代理人を選任した場合）

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

家族代表

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

続柄 \_\_\_\_\_

## 補足:金銭管理について

### 金銭管理依頼契約書

#### 第一条 (目的)

社会福祉法人 広谷福祉会 (以下「事業者」という) が運営する介護付有料老人ホームセイフティ一信和 (以下「事業所」という) は、入居者またはそのご家族 (以下「代理人」という) から預かった金銭を安全に保管し、入居者またはそのご家族の必要 (依頼) に応じて購入した物品や医療費などの支払いの代行業務を行う取り決めを本契約の目的とする。

#### 第二条 (適用範囲)

本契約は、入居者または代理人の依頼を受け、事業所において管理する金銭にのみ適用する。

#### 第三条 (預り金の保全)

入居者または代理人と事業者は、預り金保全の為、次の事務手続きを行う。

- 1 : 入居者または代理人が事業所に対し金銭の管理を依頼する場合は、入居者または代理人は金銭管理依頼契約書を事業所と結ぶこととする。
- 2 : 事業所が管理している金銭について、事業所は毎月、預り金銭の出納簿に入居者または代理人より確認 (サイン) を頂き報告とする。

#### 第四条 (管理)

事業所の管理方法は、以下の通りとする。

- 1 : 事業所は、預り金についてこれを法人会計及び施設会計と分離して経理する。
- 2 : 事業所は、個人別台帳において預り金を管理する。
- 3 : 事業所は、出納管理責任者および出納取扱者を定め金庫において預かり金を保管・管理する。

#### 第五条 (契約に定めのない事項など)

本契約に定めのない事項などについては、その都度入居者及び代理人と事業所の協議により定めることとする。

この契約締結に伴い、「金銭管理依頼書」について事業者は入居者 (または代理人) に説明を行い、双方合意するとともに上記の通り契約を締結しました。  
契約の締結を証するため契約書を2部作成し双方1部ずつ所持する。

令和 年 月 日

入居者

住所

氏名

上記代理人 (代理人を選任した場合)

住所

氏名

事業者

広島県府中市広谷町391番地  
社会福祉法人 広谷福祉会  
理事長 後藤 信行

# 介護付有料老人ホーム セイフティー信和 利用契約書

## 第1条（契約の目的）

社会福祉法人 広谷福祉会（以下「事業者」という）が運営する介護付有料老人ホームセイフティー信和（以下「事業所」という）は、要支援1、要支援2又は、要介護状態と認定された入居者（以下「入居者」という）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように介護予防特定施設入居者生活介護サービス、特定施設入居者生活介護サービス及び短期利用特定施設入居者生活介護を提供し、一方、入居者及び入居者のご家族等（以下「代理人」という）は、事業所に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本契約の目的とします。

## 第2条（適用期間）

- 1 本契約は、入居者が介護付有料老人ホームセイフティー信和入所利用契約書を事業者と締結した時から効力を有します。但し、代理人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。
- 2 入居者は、前項に定める事項の他、本契約書・重要事項説明書の改訂が行われな限り、初回利用時の契約書をもって、繰り返し事業所を利用できるものとします。

## 第3条（入居者からの解除）

入居者及び代理人は、事業者に対し30日間の予告期間をもって、入所利用を解除・終了することができます。

## 第4条（事業者からの解除）

事業者は、次の各項に該当する場合には、入居者及び代理人に対して（第1項～第4項については90日間の予告期間をおいて）、本契約に基づく入所利用を解除することができます。

- 1 2ヶ月以上支払いを遅延し、相当期間を定め督促したにもかかわらず故意に支払われない場合
- 2 入居者の行動が、他の入居者の生命又は健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつ入居者に対する通常の介護方法ではこれを防止することができないとき
- 3 入居者が自傷他害の恐れがあり、かつ、入居者に対する通常の介護方法ではこれを防止することができないと医師の意見を聴いた上で事業者が判断した場合。（※ 他害においては暴言を含む）
- 4 故意に法令違反その他の重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込がないとき
- 5 入居者の病状、心身状態が著しく悪化し、事業所での適切な施設サービスの提供を超えると判断された場合
- 6 利用者の暴言、暴力等の行為が、他の利用者に対し、日常的、継続的に恐怖心や不快な思いを与え、かつ改善に際して、ご家族、身元引受人のご協力が得られないとき。
- 7 身元引受人及びご家族による、職員に対する威嚇・脅迫行為はいかなる理由であれ容認できません。状況により当該ご家族の面会禁止、あるいは身元引受人の交代を要求しますが、応じられない場合にはご利用者に退去していただくことがございます。
- 8 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、事業所を利用することができない場合

## 第5条（入居者の入院に係る取り扱い）

- 1 入居者が病院又は診療所に入院した場合、90日以内に退院すれば、退院後も再び施設に入居できるものとします。（但し入居者の病状、心身状態が著しく悪化し、事業所での適切な施設サービスの提供を超えると判断された場合は除く）
- 2 入居者が病院又は診療所に入院した後、入居者は別に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付額及び食材料費を差し引いた差額分（自己負担分）を事業所に支払うものとします。

## 第6条（身体拘束）

事業者は、緊急やむを得ない場合を除き、入居者もしくは代理人の意思に反して、入居者本人の行動を制限しません。

## 第7条（利用料金）

- 1 入居者及び代理人は、連帯して事業所に対し、本契約に基づく介護予防特定施設入居者生活介護サービス、特定施設入居者生活介護サービス及び短期利用特定施設入居者生活介護サービスの対価として「重要事項説明書」の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び入居者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。
- 2 緊急入居等、入居者がいまだ要介護認定を受けていない場合は、サービス利用料金をいったん全額支払うものとします。[要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い)]
- 3 なお、入居者負担金は関係法令に基づいて定められるため、本契約に基づく入居利用期間中に関係法令が改定された場合には、改定後の金額を適用するものとします。
- 4 事業者は、入居者及び連帯保証人が指定する送付先に対し、利用月料金の合計額の請求書及び明細書を送付し、入居者及び連帯保証人は、事業者に対し当該合計金額を支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。

## 第8条（記録）

事業者は、「サービス提供記録書」等の記録を作成し、サービス提供終了後2年間はこれを適正に保存します。入居者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。但し、連帯保証人その他の者（入居者の代理人等を含みます。）に対しては、入居者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

## 第9条（損害賠償）

- 1 事業者は、サービスの提供にあたって入居者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。
- 2 入居者の責めに帰すべき事由によって事業者が損害を被った場合、入居者及び連帯保証人は、事業者に対してその損害を賠償するものとします。

## 第10条（緊急時の対応）

- 1 事業者は入居者に対し、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護及び短期利用特定施設入居者生活介護のサービスの提供が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 2 入居中に入居者の心身の状態が急変した場合、事業者は入居者及び代理人が指定する者に対し緊急に連絡します。
- 3 サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市区町村、代理人等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じます。

## 第11条（秘密保持）

事業者は、業務上知り得た入居者及び代理人もしくはその家族に関する秘密及び個人情報については、入居者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、本契約に基づく入居中及び入居利用終了後、第三者に漏らすことはありません。ただし、退所後の居宅介護支援事業者、もしくは他施設等との連絡調整等において必要な場合は、関係者以外の者に漏れることがないよう細心の注意を払い、個人情報を使用した会議名、相手方、内容などについての記録を残すことを条件に事業者は個人情報を使用できるものとします。

## 第12条（身元引受人）

- 1 利用者の残置物や利用者の利用料等があった場合に備えて、その残置物一切の引き取り、及び債務の保証人として身元引受人を定めることとします。
- 2 事業者は、本契約が終了した後、利用者の残置物や施設への債務等がある場合には身元引受人にその旨連絡するものとします。
- 3 身元引受人は、前項の連絡を受けた後2週間以内に残置物の引き取り、及び1ヶ月以内にその他の債務を履行するものとします。但し身元引受人は、特段の事情がある場合には、前項の連絡を受けた後、速やかに事業者にその旨連絡するものとします。その場合には、事業者が合理的事情であると判断した場合に限り、期限を延期することがあり得ます。
- 4 事業者は、前項但し書の場合を除いて、身元引受人が引き取りに必要な相当期間が過ぎても残置物を引き取る義務を履行しない場合には、事業者の判断に基づき当該残置物を強制的に身元引受人に引き渡すか、事業者が処分するものとします。但し、その引き渡し又は処分に係る費用は身元引受人の負担とします。また、その費用について身元引受人からの支払いが行われない場合、及び債務の履行がない場合、事業者は法的手段等により解決を図るものとします。

## 第13条（連帯保証人）

- 1 連帯保証人は、利用者と連帯して、本契約から生じる利用者の負債を負担するものとします。
- 2 前項の負担は、極度額200万円を限度とします。
- 3 連帯保証人が負担する債務の元本は、利用者又は連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。
- 4 連帯保証人の請求があったときは、事業者は連帯保証人に対し、遅滞なく、利用料等の支払い状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

## 第14条（苦情対応）

入居者は提供されたサービスに苦情がある場合には、事業所の管理者、法人内ご利用者総合相談室、又は市区町村、国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

## 第15条（合意管轄）

本契約に基づく入所利用に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じた場合は、広島地方裁判所をもって第一審裁判所とすることを、事業者と入居者または代理人とあらかじめ合意します。

## 第16条（契約に定めのない事項等）

この契約に基づく入居利用及び介護保険法等の関係法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重して、入居者又は代理人と事業者の協議により定めます。

この契約締結に伴い、「重要事項説明書」について事業者は入居者（家族または代理人）に説明を行い、双方合意するとともに一部ずつを所持し、上記のとおり契約を締結しました。

令和 年 月 日

(入居者)

住所

---

氏名

印

電話

---

(上記代理人 (代理人を選任した場合) )

住所

---

氏名

印

電話

---

(身元引受人及び連帯保証人)

住所

---

氏名

印

電話

---

(家族代表)

住所

---

氏名

印

電話

---

(事業者)

広島県府中市広谷町391番地  
社会福祉法人 広谷福祉会  
理事長 後藤 信行 印